

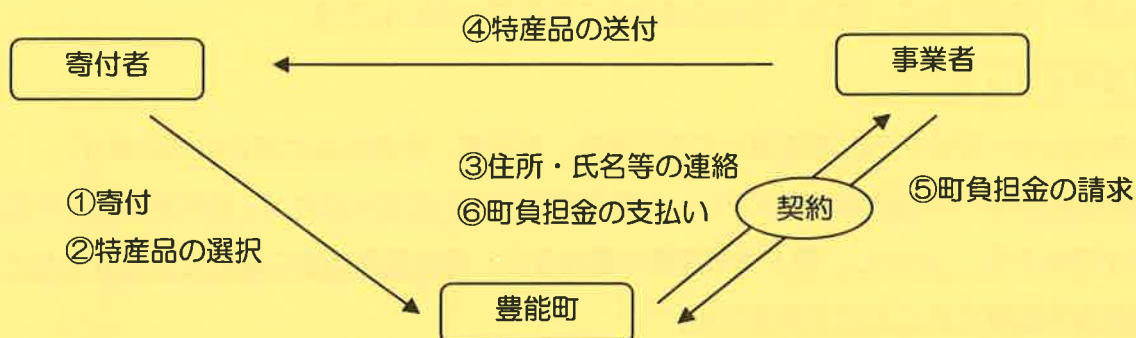
特産品プレゼント協力事業者を募集します！

豊能町では平成25年7月から、寄付の促進と町のPR、販売促進による産業の活性化を目的として、町へ寄付（ふるさと納税）をしていただいた方への特産品プレゼントを実施しています。

今回は、より多くの特産品のラインナップを設定するため、改めて自社商品を、特産品として寄付者に送付していただける事業者を募集します。

商品代金（定額）及び送料は豊能町が負担します。

1 特産品プレゼントの流れ



2 応募要件

①事業者の要件

- ・町内に本社又は主たる事業所等（特産品の加工等を行う場所を含む）があること
- ・商品を安定的に提供できること
- ・町税の滞納がないこと
- ・代表者、構成員が暴力団員等でないこと

②特産品の要件

- ・町をPRし、寄付者へ贈答する物としてふさわしいものであること
- ・町内で生産されたもの、またはそれらを加工した物
- ・商法その他各種法令等に違反していないこと
- ・安定的な供給が可能であること

3 特産品の価格及び町負担額

寄付金額	特産品の価格（相当市場価格）	町負担額
1万円以上3万円未満	3,000円以上 6,000円未満	3,000円 + 送料
3万円以上6万円未満	6,000円以上 15,000円未満	6,000円 + 送料
6万円以上10万円未満	15,000円以上 30,000円未満	15,000円 + 送料
10万円以上30万円未満	30,000円以上 100,000円未満	30,000円 + 送料
30万円以上	120,000円以上	120,000円 + 送料

中列の市場価格に相当する特産品をご提案ください。また上記の価格に関わらず「〇〇円相当の品であれば用意できる」「複数の事業者の特産品をセットにする」等がありましたらご提案ください。

4 事業者にしていただくこと

- ・ 寄付者への特産品送付
- ・ 町への費用請求（月締め）

※このほか、商品と共に、町及び寄付の積極的なPRをお願いします。

5 事業者のメリット

- ・ 町ホームページやチラシ等を通じて商品画像、商品名、企業名などがPRされます。
- ・ 特産品発送時に自社商品のパンフレット等を同封していただくことで、自社商品のPRによる販売促進が可能です。（ただし、個人情報保護の観点から、特産品発送後に案内を送付するなど、個人情報を目的外使用することはできません）

6 募集期間

平成26年9月1日（月）～平成26年9月30日（火）

7 申込み

- ・ 役場秘書政策課あて、特産品選定の申込書（様式第1号）を、郵送、メール、FAXいずれかで提出して下さい。
- ・ 申込書は秘書政策課で配布しています。また、町ホームページ（平成26年9月1日）よりダウンロードできます。
- ・ 商品写真、商品説明、パンフレット等も併せて提出して下さい。

※申込み後、審査を行い、選定の可否を文書でお知らせします。

8 問合せ

〒563-0292 豊能町総務部秘書政策課 枝広・江崎

TEL 072-739-3413

FAX 072-739-1980

メール hisho@town.toyono.osaka.jp